

# 特定非営利活動法人チェルノブイリへのかけはし定款

## 第1章 総則

### 第1条（名称）

この法人は、特定非営利活動法人チェルノブイリへのかけはしという。

### 第2条（事務所）

この法人は、主たる事務所を北海道札幌市中央区に置く。

## 第2章 目的および事業

### 第3条（目的）

この法人は、1986年4月に発生した旧ソビエト連邦のチェルノブイリ原発事故を初めとする世界各国の原子力災害で被災した人びとに対する救援活動並びに人道援助等を行い、被災者の福祉に寄与することを目的とする。

### 第4条（特定非営利活動の種類）

この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- （1）国際協力の活動
- （2）災害救援活動
- （3）子どもの健全育成を図る活動
- （4）保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- （5）人権擁護又は平和の推進を図る活動

### 第5条（事業）

この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1）特定非営利活動に関わる事業
  - ①原発事故被災児を一定期間転地保養させる保養里親事業。
  - ②原発事故被災者に対する医療・保健・衛生援助事業
  - ③原発事故被災国との芸術・文化交流事業
  - ④原発事故被災者に対する教育援助・人材育成事業
  - ⑤原発事故被災地域に対する農業技術支援事業
  - ⑥原発事故被災者に対する人道的救援事業
  - ⑦原発事故被災国との食文化の向上・交流促進事業
  - ⑧前各号に付帯する一切の事業

## 第3章 会員

### 第6条（種別）

この法人の会員は、次の1種とし、会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という）上

の社員とする。

- (1) 会員 この法人の目的に賛同して入会した個人および団体

#### 第7条（入会）

1. 会員は、次に掲げる条件を備えなければならない。
  - (1) この法人の事業に無報酬（いわゆる「ボランティア」）で協力した実績を有すること。
  - (2) この法人の目的に賛同し、無報酬で協力並びに活動する意志を有すること。
2. 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申込みものとし、理事長はその者が前項各号に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
3. 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

#### 第8条（会員資格の喪失）

会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、または会員である団体が消滅したとき。
- (3) 除名されたとき。

#### 第9条（退会）

会員は、理事長に書面をもって退会の意志を通知することにより、退会することができる。

#### 第10条（除名）

会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、除名することができる。この場合、その会員に対し議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。

### 第4章 役員および職員

#### 第11条（種別および定数）

1. この法人に次の役員をおく。
  - (1) 理事 3人以上
  - (2) 監事 1人以上
2. 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。

#### 第12条（選任等）

1. 理事および監事は、総会において選出する。

2. 理事長および副理事長は、理事の互選とする。
3. 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、または当該役員並びにその配偶者および三親等以内の親族が役員の数分の1を超えて含まれることになってはならない。
4. 監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねることができない。

### 第13条（職務）

1. 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
2. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときまたは理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指定した順序によって、その職務を代行する。
3. 理事は、理事会を構成し、この定款の定めおよび理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
4. 監事は、次に掲げる業務を執行する。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関し、不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況またはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

### 第14条（任期等）

1. 役員の前任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
2. 補欠のため、または増員によって就任した役員の前任期は、それぞれ前任者または現任者の前任期の残存期間とする。
3. 役員は、辞任または前任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
4. 第1項の規定にかかわらず、後任役員が選任されていない場合は、前任期末日後最初の総会が終了するまでその前任期を延長する。

### 第15条（欠員補充）

理事または監事のうち、その定数の3分の1を超えるものが欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

### 第16条（解任）

役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合には、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

#### 第17条（報酬等）

1. 役員は、無報酬とする。
2. 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

#### 第18条（職員）

1. この法人は、事務局長その他の職員を置く。
2. 職員は、理事長が任免する。

### 第5章 総会

#### 第19条（種別）

この法人の総会は、通常総会および臨時総会の2種とする。

#### 第20条（構成）

総会は、会員をもって構成する。

#### 第21条（機能）

総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画および収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告および収支決算
- (6) 役員の選任および解任、職務
- (7) 借入金（その事業年度内の収支をもって償還する短期借入金を除く。第46条について同じ。）その他の新たな義務の負担および権利の放棄
- (8) 事務局の組織運営
- (9) その他運営に関する重要事項

#### 第22条（開催）

1. 通常総会は、毎年1回開催する。
2. 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
  - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
  - (2) 会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
  - (3) 第13条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

### 第23条（招集）

1. 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。
2. 理事長は、前条第2項第1号および第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に臨時総会を招集しなければならない。
3. 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面もしくは電子メールにより少なくとも5日前までに通知しなければならない。

### 第24条（議長）

総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

### 第25条（定足数）

総会は、会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

### 第26条（議決）

1. 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。
2. 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### 第27条（表決権等）

1. 各会員の表決権は、平等なるものとする。
2. やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の会員を代理人として表決を委任することができる。
3. 前項の規定により表決した会員は、前条および次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
4. 総会の議決について、特別の利害関係を有する会員は、その議決に加わることはできない。

### 第28条（議事録）

1. 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
  - (1) 日時および場所
  - (2) 会員総数および出席者数（書面表決者または表決委任者がある場合については、その数を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要および議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

## 第6章 理事会

### 第29条（構成）

理事会は、理事をもって構成する。

### 第30条（機能）

理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- （1）総会に付議すべき事項
- （2）総会の議決した事項の執行に関する事項
- （3）その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

### 第31条（開催）

理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- （1）理事長が必要と認めたとき。
- （2）理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- （3）第13条第4項第5号の規定により、監事からの招集の請求があったとき。

### 第32条（招集）

1. 理事会は、理事長が招集する。
2. 理事長は、前条第2号および第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
3. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面もしくは電子メールにより、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

### 第33条（議長）

理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

### 第34条（議決）

1. 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
2. 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### 第35条（表決権等）

1. 各理事の表決権は平等なるものとする。
2. やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
3. 前項の規定により表決した理事は、前条および次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4. 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

### 第36条（議事録）

1. 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
  - (1) 日時および場所
  - (2) 理事総数および出席者数（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要および議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

## 第7章 資産および会計

### 第37条（資産の構成）

この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 寄付金品
- (3) 財産から生じる収入
- (4) その他の収入

### 第38条（資産の管理）

この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は総会の議決を経て、理事長が別に定める。

### 第39条（会計の原則）

この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

### 第40条（事業計画および予算）

この法人の事業計画およびこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

### 第41条（暫定予算）

1. 前条の規定に関わらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。
2. 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

### 第42条（予備費の設定および使用）

1. 予算超過または予算外の支出にあてるため、予算中に予備費を設けることができる。

2. 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

#### 第43条（予算の追加および更正）

予算作成後にやむを得ない理由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加または更正をすることができる。

#### 第44条（事業報告および決算）

1. この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表および財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。
2. 決算上余剰金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

#### 第45条（事業年度）

この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

#### 第46条（臨機の措置）

予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

### 第8章 定款の変更、解散および合併

#### 第47条（定款の変更）

この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項について所轄庁の認証を得なければならない。

#### 第48条（解散）

1. この法人は、次に掲げる事項により解散する。
  - (1) 総会の議決
  - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
  - (3) 会員の欠乏
  - (4) 合併
  - (5) 破産
  - (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し
2. 前項第1号の事由により法人が解散するときは、会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
3. 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

#### 第49条（合併）



この法人が合併しようとするときは、総会において会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 公告の方法

### 第50条（公告の方法）

この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示して行う。

## 第10章 雑則

### 第51条（細則）

この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

## 附則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	野呂 美加
副理事長	荻部 美奈子
副理事長	佐藤 啓子
副理事長	菅野 祥子
理事	神永 真理子
監事	山口 裕紀江
監事	青山 素子
3. この法人の設立当初の役員の任期は、第14条第1項の規定に関わらず、成立の日から平成13年3月31日までとする。
4. この法人の設立当初の事業計画および収支予算は、第40条の規定に関わらず、設立総会の定めによるものとする。
5. この法人の設立当初の事業年度は、第45条の規定に関わらず、成立の日から平成12年3月31日までとする。
6. 平成12年10月1日、事務所移転のため第2条修正。
7. 平成15年10月22日、第14条4項を追加。
8. 平成20年8月8日、第2条修正。
9. 平成24年2月4日第3条・第4条・第5条・第6条・第23（3）・第32（3）修正
10. 平成29年5月1日第11条修正。